(4) 著作物等に関し、関係者その他の第三者から異議、苦情の申し立て、実費又は対価の 請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用等も含め、受注者の責任と負担にお いて処理するものとする。

9 業務の実施

- (1)業務の履行にあたり、管理、監督する業務主任者を定めるものとする。
- (2)受注者は業務の実施にあたり、発注者と必要な協議等を十分に行い、その指示に従う。
- (3)受注者は、契約後速やかに、業務スケジュール及び運営方法及び体制が確認できる資料を発注者に提出すること。

10 業務報告

- (1)受注者は、発注者に 6(4) ①に基づき寄附金の収納状況及び寄附申込情報等を報告するとともに、毎月の寄附入金額実績及び 6(3) ⑨に基づき返礼品調達費及び配送料を業務完了報告書に添付し遅滞なく報告する。
- (2)受注者は、以下のデータについて、受注者が提供する管理システムにより発注者が確認できるようにするものとする。
 - ① 返礼品の配送伝票の番号と寄附者情報を紐付けしたデータ
 - ② 問合せへの対応状況のデータ

11 委託料の支払経費

受注者に支払う経費は次のとおりとする。また、業務委託料については、委託契約書の 定めにより、「10(1)業務完了報告書」を毎月発注者に提出し、発注者の検査に合格した場 合に、受注者は発注者に委託料を請求し、発注者は、請求を受けた日から30日以内に受 注者に委託料を支払うものとする。委託料の対象は、令和6年9月1日から令和7年3月 31日までの期間に発生する業務を示す。

(1)基本委託料

個人によるふるさと納税での寄附金額(岐阜市が実施しているガバメントクラウドファンディングの寄附及び、ポータルサイトを介さない申出書による寄附のうち、岐阜市の返礼品を伴わない寄附は含まない)に対する一定割合とする。なお、申出書による寄附のうち、一部が岐阜市の返礼品を伴う寄附であった場合、当該返礼品を伴う寄附金額についてのみ基本委託料の対象とする。また、発注者が直接契約する各ポータルサイトにかかる経費及びクレジット決済等にかかる経費等はこれに含まない。

なお、新たなポータルサイト追加時における当該ポータルサイトを介した寄附に関する基本委託料については、発注者と受注者が協議し、別途定めるものとする。

(2)返礼品調達費及び配送料

実際の返礼品の調達及び配送にかかった費用。ただし、寄附1件あたりの返礼品調達費は、当該寄附金額の30%を上限とし、梱包代等の諸経費並びに消費税及び地方消費税

相当額を含む。なお、返礼品提供事業者に振り込む際の振込手数料は受注者の負担とする。返礼品調達費及び返礼品配送料以外の中間手数料は一切認めない。

(3) 受領証明書等の発送業務委託料

受領証明書等の発行及び発送に係る事務作業費(資材費、印刷費を含む)の1件あたりの単価に発送件数を乗じた額及び郵送費を実績に応じて請求すること。

12 返礼品の契約不適合責任

- (1)発注者は、寄附者に対し、返礼品の契約不適合責任を負わない。
- (2) 返礼品提供事業者は、寄附者に対し、返礼品の契約不適合責任を負う。
- (3)受注者は、前項の責任問題が発生したときは、6(5)により寄附者に対応すること。

13 その他事項

- (1)発注者と受注者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、 事前に協議をすることとし、合意を得るものとする。
- (2)受注者は、業務上知り得た情報などを契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に 提供してはならない。なお、個人情報の取り扱いについては、別紙1「個人情報取扱特 記仕様書」に定める事項を遵守することとする。
- (3)受注者は、情報セキュリティ対策の実施状況について、契約締結後一週間以内に別紙 2「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出すること。再委託がある場合、再委 託先においても「情報セキュリティ対策チェックシート」による点検を実施し、受注 者の責任で問題のないことを確認の上、提出すること。
- (4) 受注者は、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。発注者の指示を事前に受けることができず適宜の応急処置を取った場合は、事後直ちに発注者に報告するものとする。
- (5)受注者が災害防止のため、発注者の措置又は発注者の承認を得る必要がある場合は、 発注者にその旨を申し出て適切な措置を求めるものとする。ただし、危険が急迫し、 上記の処置を施す余裕のない場合は、受注者は、必要な応急処置を施し、事後直ちに 発注者に報告しなければならない。
- (6) 災害防止上やむを得ない場合は、発注者は必要に応じて受注者の業務の一部又は全部を中止し、その他臨時の措置をとらせることができる。この場合受注者は、直ちにこれに応じるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議し、定めるものとする。

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければ ならない。

(責任者等の届出)

- 第3 受注者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者(以下この条において「責任者」という。)及び事務に従事する者(以下「事務従事者」という。)を定めなければならない。
- 2 受注者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければな らない。
- 3 受注者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。
- 4 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあっては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

(教育及び研修の実施)

第4 受注者は、全ての事務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(取得の制限)

- 第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人 以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、 この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等)

- 第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の 防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)から持ち出してはならない。

(廃棄等)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、 確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第9 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等

を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第11 受注者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。(報告)

- 第13 受注者は、この契約の履行について、発注者に定期的に報告しなければならない。
- 2 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

- 第14 受注者は、この契約による事務については、再委託をしてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた ときは、この限りでない。
- 2 受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全ての事項を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 3 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者 に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第15 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。
- 2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、発注者に対して責任を負うものとする。 (立入調査)
- 第16 発注者は、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、 又は受注者の作業場所を立入調査することができる。

(事故発生時等の公表)

第17 発注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、受注者及び再委 託先(再々委託先を含む。)の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(契約の解除)

- 第18 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償 を求めることはできない。

(損害賠償)

第19 受注者は、この契約に関する業務において、本特記仕様書の定めに反した取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。

	チェック内容	はい	いいえ	該当無
1. 契約時の「情報セキュリティ要件」等の遵守状況				
に従 管理	社は、契約時の「情報セキュリティに関する要件」や「個人情報取扱特記仕様書」などの諸規定を、本業務事する技術者等(再委託先を含む。以下、「従事者」という。)に遵守させるよう教育し、教育・指導の記録を とていますか?※特定個人情報取扱業務については、発注者の指示に従い、個人情報保護研修の実施状況、従の署名入りの研修記録を提出してください。			
2. 組織的安全管理				
2-1	情報セキュリティ対策に関わる責任者と担当者の役割や権限が明確になっていますか?具体的には、個人情報保護責任者、個人情報保護担当者は任命されていますか?			
2-2	重要な情報またはそれを管理する物品等について、入手、利用、保管、交換、提供、作成、消去、破棄に おける取扱手順を定めていますか?			
2-3	情報資産の業務目的以外の使用及び第三者への提供の禁止を、従事者に対して遵守させていますか?			
2-4	契約期間中及び契約終了後においても、業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならないことを、従事者に	П		
2-5	対して遵守させていますか? 個人情報管理台帳等により、管理すべき重要な情報資産を把握し、区分していますか?また、その更新			
2-6	を行っていますか? 再委託を行う場合、発注者の事前の承認を得ていますか?また、再委託先の個人情報保護管理体制を			
	確認し、機密保持契約を締結するとともに、本チェックシートによる点検をしていますか? 内部点検を定期的に実施していますか?また、点検に基づく改善を行っていますか?			
2-7	内部点検を定期的に美施していますが?また、点検に基づく以書を行うていますが? 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度に基づくISMS認証又はそれと同等の認証を取得し、			
	間報と、1977、イングンドンス・スペートののの場合に計画的反に多っている。これでは、受注者及び、 適切に更新していますか?(受注者及び再委託先の事業者)(※特定個人情報取扱業務については、受注者及び 再委託先の事業者についても認証証明書の写しを提出してください) 安全管理			
3-1	委託業務に関わる従業員(契約社員、パート、アルバイトを含む)から機密保持に関する誓約書など取得していますか?			
3-2	派遣社員を使用している場合、派遣会社と機密保持契約を結び、自社の個人情報保護の仕組み・手順を 理解させ、誓約書を取得していますか?			
3-3	アクセス権限を付与する従業員は必要最小限に限定し、かつアクセス権限の範囲も必要最小限に限定していますか?			
4. 物理	的安全管理			
4-1	私物のパソコン及び記録媒体の利用を禁止していますか?			
4-2	パソコン等の端末、記録媒体、情報資産及びソフトウエア等を外部に持ち出す場合、情報セキュリティ対策に関わる責任者等の許可を得ていますか?			
4-3	重要な情報を含む書類、記憶媒体、モバイルPC等の保管場所やそれらを扱う場所について、施錠管理や入退管理を行っていますか?			
4-4	重要な情報を含む書類、記憶媒体、モバイルPC等について、整理整頓を行うとともに、取り扱う場所への 監視カメラ設置などの盗難防止対策や確実な廃棄を行っていますか?			
4-5	市や外部の組織と情報をやり取りする際に、情報の取扱いに関する注意事項について合意し、管理簿等で保管期限(5年)を定めた上で、記録をとって実施していますか?			
5. 技術的安全管理				
(1)情報	級システム及び通信ネットワークの管理 情報システム(本業務システムだけでなく、貴社が管理するシステム、パソコン等も含む。)のセキュリティ		l	l
5-1	対策に関する運用ルールを策定していますか?			
5-2	ウイルス対策ソフトは常時最新のパターンファイルに更新していますか?			
5-3	導入している情報システムに対して、最新のパッチを適用する等の脆弱性対策を行っていますか?			
5-4	通信ネットワークを流れる重要なデータ、電子メールに添付する機密情報などに対して、暗号化等の保護 策を実施していますか?			
5-5	情報システムを扱う機器からUSBメモリ等へデータを外部に持ち出す場合、データ持出し制限、承認者による持出し許可、持出し記録の管理を行っていますか?			
5-6	モバイルPCやUSBメモリ等の記憶媒体でデータを外部に持ち出す場合、盗難、紛失等に備えて、適切なパスワード設定や暗号化等の対策を実施していますか?			
5-7	インターネット接続に関わる不正アクセス対策(ファイアウォール機能、パケットフィルタリング、ISPサービス等)を行っていますか?			
5-8	無線LAN のセキュリティ対策(暗号化等)を行っていますか?			
5-9	メール誤送信を防ぐ対策(メール送信前確認や強制BCC化)及び運用ルールを設けていますか?			
(2) T	ウセス制御		l	l
5-10	情報システム(本業務システムだけでなく、貴社が管理するシステム、パソコン等も含む)へのアクセスを制限するために、利用者IDの管理を行っていますか?			
5-11	重要な情報に対するアクセス権限の設定を行っていますか? また、アクセス記録は保管期限(5年)を定め取得し、保管していますか。			
5-12	改ざんや漏えい防止のため、リスクが大きい振る舞いを検知する仕組みや、各種ログの点検を定期的に 行う体制が整備されていますか?			
6. 事				
6-1	情報セキュリティに関する事件や事故等(情報漏洩、ウィルス感染等)の緊急時対応の手続き、報告書の様式、連絡体制は整備できていますか? また、事故の再発防止への取組はされていますか?			
6-2	情報システムに障害が発生した場合、業務を再開するため緊急時対応計画、緊急時連絡網の整備を策			